

○自転車指導警告カード活用要領

平成26年 5 月 28 日

交 指 第 1 2 2 2 号

警 察 本 部 長

自転車指導警告カード活用要領の制定について（通達）

自転車の関係する事故が依然として多発している状況に鑑み、自転車運転者による危険な行為に対し、効果的な指導警告を適切に行い、更に交通安全意識を向上させていく必要があるから、自転車警告カード活用要領（平成16年交企第737号）の全部を次のとおり改正し、平成26年6月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

自転車指導警告カード活用要領

第1 趣旨

この要領は、自転車指導警告カード（以下「指導警告カード」という。）の活用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 指導警告カードの様式

自転車指導警告カード（別記様式第1）のとおりとする。

第3 指導警告対象行為

指導警告カードは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に規定する次に掲げる行為等を対象に活用するものとする。

- (1) 酒気帯び運転（法第65条第1項）
- (2) 信号無視（法第7条）
- (3) 通行区分違反（法第17条第4項）
- (4) 路側帯の通行方法違反（法第17条の3第2項）
- (5) 並進の禁止（法第19条）
- (6) 指定場所一時不停止（法第43条）
- (7) 無灯火（法第52条第1項）
- (8) 二人乗り（法第57条第2項）
- (9) 制動装置不良自転車運転（法第63条の9第1項）
- (10) 携帯電話使用等（保持）（法第71条第5号の5）
- (11) 公安委員会遵守事項違反（法第71条第6号）
- (12) その他交通の危険を生じさせると認められる行為

第4 指導警告要領

警察官は、自転車を運転し前記第3の指導警告対象行為をした14歳以上の者（以下「警告対象者」という。）又は14歳未満の者（以下「児童等」という。）に対し、指導警告カードを交付して指導警告を行うものとする。

第5 指導警告カードの交付要領

- 1 警告対象者に対する指導警告カードの交付

警告対象者に指導警告カードを交付する場合は、身分証明書等により人定事項を確認し、必要事項を記入の上、指導警告カード下部の交付部分を切り離して、警告対象者に交付すること。この場合において、違反の内容を分かりやすく説明するなど、自転車の交通安全等に係る指導を行うこと。

2 児童等に対する指導警告カードの交付

児童等に指導警告カードを交付する場合は、人定事項の確認を行うことなく、取扱者氏名等を記入の上、指導警告カード上部の交付部分を切り離して交付すること。この場合において、自転車の交通ルールについて分かりやすく説明するなど、交通安全意識を向上させるための指導を行うこと。

第6 指導警告カードの管理体制

1 管理責任者

地域部自動車警ら隊長、交通部交通機動隊長及び警察署長は、指導警告カードの保管及び取扱いを適正に行うため、隊（課）長補佐又は交通課長（交通課長代理の配置がある警察署にあっては当該課長代理）を指導警告カードの管理責任者に指定し、管理させること。

2 管理担当者

管理責任者は、部下職員の中から管理担当者を指定し、自転車指導警告カード受払簿（別記様式第2。以下「受払簿」という。）及び自転車指導警告カード引継簿（別記様式第3。以下「引継簿」という。）により指導警告カードの配布状況等を管理させること。

第7 指導警告カードの配布及び引継ぎ

1 配布時の措置

管理担当者は、指導警告カードを配布するときは、受領した警察官（以下「受領警察官」という。）に、指導警告カード番号、受領日、受領者氏名等の必要事項を受払簿に記入させること。この場合において、管理担当者は配布状況を確認の上、受払簿の担当者欄に署名又は押印するとともに、当該カード番号を転記した引継簿を受領警察官に交付し、使用状況を記載管理させること。

2 引継時の措置

受領警察官は、交付した指導警告カードの控え部分及び誤記し、若しくは汚損し、又は警告対象者が受領を拒否した指導警告カード（以下「控え等」という。）については、引継簿に引継日、違反行為等必要事項を記入し、引継者欄に署名又は押印し、速やかに管理

担当者に引き継ぐこと。この場合において、管理担当者は返納された控え等を確認の上、引継簿の担当者欄に署名又は押印すること。

3 使用済み時の措置

受領警察官は、交付を受けた指導警告カードを全て使用したとき又は返納するときは、引継簿を管理担当者に返納すること。この場合において、管理担当者は当該指導警告カードに係る受払簿に使用済み確認日を記入し、署名又は押印すること。

4 点検

管理担当者は、未使用の指導警告カードと引継簿を突合するなど、指導警告カードの使用状況を四半期ごとに点検し、長期間引継ぎのない指導警告カードについては、受領警察官に管理状況を確認すること。

第8 教養及び管理の徹底

管理責任者は、警察官に対して指導警告カードの活用に関する教養を実施すること。

第9 保存期間等

1 保存期間

(1) 控え等は、管理担当者が前記第7の2の引継ぎを受け、所要の事務処理を終えたものについて廃棄すること。ただし、管理責任者が保存の必要を認めたときは、この限りでない。

(2) 受払簿及び引継簿（以下「各簿冊」という。）の保存期間は、当該控え等に係る使用済み確認日から暦年により1年とし、管理責任者が保存の必要がないと認めるときは、保存期間の満了前に廃棄することができる。

2 措置

保存期間を満了した控え等及び各簿冊は、細断処理すること。

第10 留意事項

指導警告カードの活用にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 警告対象者に対する指導警告活動は、交通指導取締りに準ずる活動として実施するものであるが、趣旨を説明しても氏名等の申立てを拒否する者又は指導警告カードの受領を拒否する者に対しては、無理な聴取又は交付を行わず、説諭にとどめること。この場合、指導警告カード裏面の特記事項欄に拒否状況等を記載し、後の紛議に備えること。

(2) 児童等は刑事未成年者であることに鑑み、指導にあたっては刑事手続の一部であるな

どの誤解を与えることのないよう、特に留意すること。

- (3) 警察官の指導警告に従わず、違反行為を継続する悪質かつ危険な警告対象者に対しては、検挙措置を講じること。この場合において、交通切符により違反を処理するときは、道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式実施要領（昭和54年埼例規第24号・交指・交処）第3の3(1)エにより身元確認を行うとともに、身元確認状況、悪質性、検挙に至った経過等を疎明した捜査報告書を作成し、三者即日処理への出頭は求めないこと。

- (4) 指導警告に当たっては、言動等には十分注意し、無用なトラブルの防止に努めること。

第11 報告

指導警告カードの活用状況については、月ごとに取りまとめ、自転車指導警告カード交付状況（別記様式第4）により、翌月10日までに交通部交通指導課長を経て報告すること。

実施日

この通達は、平成26年6月1日から実施する。

実施日（令和2年3月18日務第602号）

この通達は、令和2年4月1日から実施する。

実施日（令和3年3月12日務第489号）

この通達は、令和3年3月19日から実施する。

実施日（令和4年8月25日交指第812号）

この通達は、令和4年8月25日から実施する。

実施日（令和5年6月30日交指第741号）

- 1 この通達は、令和5年7月1日から実施する。
- 2 この通達による改正前の道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式実施要領指示様式第1号及び指示様式第1号の2、交通反則切符等の様式並びに告知及び報告要領指示様式第10号及び別記様式第5、点数切符の運用要領について別記様式第1並びに自転車指導警告カード活用要領別記様式第1は、当分の間所要の補正をしてこれを使用することができる。

実施日（令和6年10月30日交指第1895号）

- 1 この通達は、令和6年11月1日から実施する。
- 2 この通達による改正前の別記様式1、別記様式2及び別記様式3は、当分の間所要の補正

をしてこれを使用することができる。

実施日（令和 6 年 11 月 27 日交指第 2079 号）

- 1 この通達は、令和 6 年 12 月 1 日から実施する。
- 2 この通達による改正前の別記様式第 1 は、当分の間所要の補正をしてこれを使用することができる。

実施日（令和 7 年 5 月 27 日刑総第 863 号）

- 1 この通達は、令和 7 年 6 月 1 日から実施する。
- 2 この通達による改正前の自転車指導警告カード活用要領別記様式第 1 で現に残存するものは補正を加え、なお使用することができる。

別記様式第1（第2関係）全部改正〔令和5年第741号〕、一部改正〔令和6年第1895号、第2079号、7年第863号〕

自転車指導警告カード

自転車安全指導カード	
○信号を守りましょう。 ○道路の左側を走りましょう。 ○歩道では、歩行者に道をゆずりましょう。 ○「止まれ」の標識では、必ず止まって右左をみましょう。 ○二人乗りはやめましょう。 ○並んで走るのはやめましょう。 ○暗くなったらライトをつけましょう。 ○傘をさして走るのはやめましょう。 ○走りながら携帯電話を使うのはやめましょう。 ○イヤホンなどで、音楽を聞くのはやめましょう。 ○ブレーキやライトの点検をしましょう。	
年 月 日 取扱者 警察署・隊 G-No. 0000000 ※保護者の方へ（裏面）	
↑ 14歳未満は人定確認せず、上のカードを交付（※下の黒枠部分のみを記載）↑	
自転車指導警告カード	
カード番号	G-No. 0000000
取 扱 者	署・隊 階級 氏名 印
違反日時	年 月 日 () 午前 午後 時 分 ころ
違反場所	付近道路
違反行為	☐ 酒気帯び運転 ☐ 信号無視 ☐ 通行区分違反(右側通行等) ☐ 路側帯の通行方法違反 ☐ 並進の禁止 ☐ 指定場所一時不停止 ☐ 無灯火 ☐ 二人乗り ☐ 制動装置不良自転車運転 ☐ 携帯電話等の使用(保持) ☐ 公安委員会遵守事項違反 ☐ 使用 ☐ 画像注視 ☐ 傘差し運転 ☐ イヤホン等の使用 ☐ その他 ()
違反者	住 所 氏 名 男・女 職 業 年 月 日生 (歳)
人定確認方法	・運転免許証 ・保険証 ・学生証 ・社員証 ・保護者連絡 ・その他 ()
使用自転車	防犯登録番号 車種 車体番号 塗色
↓ 14歳以上は人定確認を行い、下のカードを交付 ↓	
自転車指導警告カード	
あなたの行為には、次の道路交通法違反が適用されますので警告します。	
■酒気帯び運転 (法第17条の3第2項) (法第65条第1項～3年以下の拘禁又は50万円以下の罰金) ■信号無視 (法第7条～3月以下の拘禁又は5万円以下の罰金) ■通行区分違反 (法第17条第4項～3月以下の拘禁又は5万円以下の罰金) ■路側帯の通行方法違反(法第17条の3第2項) (罰金又は拘留、若しくは歩行者の通行を妨げた場合～2万円以下の罰金又は科料) ■並進の禁止 (法第19条～2万円以下の罰金又は科料) ■指定場所一時不停止 (法第43条～3月以下の拘禁又は5万円以下の罰金)	■無灯火 (法第52条第1項～5万円以下の罰金) ■二人乗り (法第57条第2項～2万円以下の罰金又は科料) ■制動装置不良 (法第63条の9第1項～5万円以下の罰金) ■携帯電話使用等(保持) (法第71条第5項の5～6月以下の拘禁又は10万円以下の罰金) ■公安委員会遵守事項違反(傘差し運転、イヤホン等の使用) (法第71条第6号～5万円以下の罰金) ■その他
今後は交通ルールを守りましょう。	
年 月 日 取扱者 警察署・隊	
自転車による交通事故で相手を死傷させた場合も、 処罰されるとともに、損害賠償責任が生じることがあります。	
G-No. 0000000	

保護者の方へ

お子様の自転車の乗り方について、安全指導をさせていただきました。

お子様が悲惨な交通事故に遭われることのないように、ご家庭でも自転車の安全な乗り方について、話し合いをお願いします。

また、万が一の交通事故に備え、ヘルメットの着用や、自転車保険等への加入についても、ご協力をお願いします。

(切取り線)

〈特記事項〉

(切取り線)

【自転車安全利用五則】

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



埼玉県警察
Saltama Prefectural Police

自転車指導警告カード受払簿

自転車指導警告カード受払簿

[illegible]

別記様式第3（第6関係）一部改正〔令和6年第1895号〕

自転車指導警告カード引継簿

別記様式第3（第6関係）

自転車指導警告カード引継簿

カード番号	～
-------	---

番号	引継日	違反行為	年齢	引継者	担当者	備考
1	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
2	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
3	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
4	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
5	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
6	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
7	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
8	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
9	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
10	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
11	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
12	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
13	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
14	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
15	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
16	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
17	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
18	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
19	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			
20	/		高齢者 14歳以上 14歳未満			

- (注) 1 年齢の欄は、該当する区分を○で囲むこと。
2 誤記又は汚損の場合は、違反行為欄にその旨を記載すること。
3 指導警告カード全てを使用したとき又は返納するときは、本引継簿を交通課担当係に引き継ぐこと。

別記様式第4（第11関係）一部改正〔令和4年第812号、6年第2079号〕

自転車指導警告カード交付状況

別記様式第4（第11関係）

自転車指導警告カード交付状況（ 月）

所 属	
担当者	
警 電	

1 違反・対象別

	高齢者	中高生		14歳未満			その他	合計	(うち重点地区)
		高校生	中学生 (14歳以上)	中学生 (14歳未満)	小学生	未就学			
酒 気 帯 び 運 転									
信 号 無 視									
通行区分違反(右側通行)									
路 側 帯 の 通 行 方 法									
歩 道 通 行									
歩 道 通 行 方 法									
並 進 の 禁 止									
指定場所一時不停止									
無 灯 火									
二 人 乗 り									
制 動 装 置 不 良									
携 使 用									
画 像 注 視									
帯 持 差 し 運 転									
守 イヤホン等の使用									
そ の 他									
合 計									

(注) 違反行為が複数ある場合は、最も罰則の重い違反行為を計上し、罰則が同じ場合は、罰条の数字が小さい違反を計上すること。

2 部門別交付数

区 分	交 通	地 域	その他
交付数			

3 人定確認拒否数

区分	高齢者	中高生	その他
拒否数			